

研究の「転がり」を振り返る

藤野 裕子

1976年生まれ。早稲田大学第一文学部卒。早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士(文学)。東京女子大学現代教養学部准教授などを経て、現職。専門は日本近現代史。

みずから記録を残さなかった人々へのアプローチ

研究の足跡を語るには、まだキャリアが浅すぎるが、浅学を省みず原稿をお引き受けすることにした。研究の方向性は時に意図せず広がるものだ。このような機会がない限り、自分自身でも把握することは困難だからだ。

学部時代から現在までを振り返ってみると、歴史研究の手法を用いて、みずから記録を残さなかった人々の過去にいかにもアプローチできるのかを試行錯誤してきた。この点では一貫しているように思っている。

文献史学の一般的な実証の基準からすれば、記録を残さなかった人を対象とした時点で、その研究は疑わしいものになることが運命づけられている。真偽の定かではない史料を用いなければ、叙述することが不可能なことも多々ある。裏を返せば、歴史学という制度のなかでは対象から外されがちで、結果的に存在しないことにすらなりかねない存在ともいえる。だからこそ、そこに焦点をあわせることで歴史像は大きくかわる可能性がある。同時に、歴史学という制度

そのものを見直すことにつながりうる。

そうしたテーマである以上、研究を進めるにあたっては、方法論の構築をともしなわざるをえない。何を史料とするか、史料から何を読み取るか、なぜそう読めるのか、読み取ったことをどのように叙述するか。これらすべてが自明ではなく、研究を進めながら方法化する必要がある。だからやはり、時間がかかる。道半ばであることを日々痛感している。

以下に、学部時代から現在にいたるまでの研究の道程を簡単に記すが、文体にあわせる都合上、登場する人物はすべて「さん」付けに統一させていただく。また、既発表の文章と重複する内容は割愛する点も●、ご了承ください。

空手ではできない

1995年の大学1年次から話を始める。今でも明確に覚えているのは、後期の基礎演習の担当だった安在邦夫さんから1冊の本を借りたことだ。稲田雅洋『日本近代社会成立期の民衆運動——困民党研究序説』（筑摩書房、1990年）。自由民権運動の激化事件の1つに位置づけられていた秩父事件を、民衆の側から捉え直し、負債農民騒擾として位置づけ直した研究書である。あまりにおもしろく、2日間、電車での移動中をのぞいて寝ずに読んだ。その後、同様の観点から民衆運動を検討した鶴巻孝雄さん・牧原憲

夫さんの研究に触れた。

牧原さんが教育学部で演習を担当していることを聞きつけた私は、学部3年次にそこに参加させていただいた。驚くべきことに、日本近代史の演習だったにもかかわらず、西洋社会史の文献から講読が始まった。まずは日本史の枠に閉じこもらず、発想を広げるといふ考え方だった。竹岡敬温・川北稔編『社会史への途』(有斐閣、1995年)と望田幸男ほか編『西洋近現代史研究入門』(名古屋大学出版会、1993年)を部分的に読んだように思う。読み慣れない西洋史の文献にとまどったが、社会史で扱う領域の広さを実感できた。

同時に、当然ながら、日本史の領域でどのような研究があるのかを知りたくなった。3年次の夏休みには、雑誌『思想』の特集「近代の文法」(845号、1994年11月)や教育史・近代家族論など、「社会史っぽい」と感じられるものを読んだ。休み明けには卒論のテーマをおおまかでも定める必要があったから、自分が何に関心があるのかを見定めたかった。

だが、どうにもピンとこない。夏休み明けに牧原さんに相談の時間をとっていただき、つぎのようなことを話した。社会史らしき文献をいくつか読んでみて、それぞれにおもしろかったが、日常に焦点を当てた場合、テーマをいくらでもつくることができ、切りがないように思う。加えて、どれをとっても、秩父事件に関する文献を読んだときのような興奮を感じられないのだと。

何ともお粗末な感想で、赤面するほかない。政治と社会の接点や両者の関係性を考察することが必要だと思うとか、事件史の方法ならば、権力との接触によって多くの史料が生成されるため、人々により近づけるといふなどという、学術的な物言いはまだできなかった。それでも、牧原さんは「民衆運動史がいいんですね」と私の話を建設的に拾ってくれて、「それなら、日比谷焼打ち事件をやるとおもしろいかもしれませ

んね」と示唆してくれた。「それだ!」と思ったのを記憶している。90年代の民衆運動史研究は、おおむね秩父事件で考察が終わっていたから、それ以後におきた日比谷焼打ち事件を検討し直すことに大きな可能性を感じた。

こうして卒業論文では日比谷焼打ち事件を取り上げ、ご退職前の最終年度だった鹿野政直さんにみていただいた。できあがった論文の内容は惨憺たるものだった。様々な要素が入り組んだ複雑な事件を扱うにもかかわらず、何の方法論・見通しももたなかったのだから無理もないと、かつての自分に声をかけてやりたい。読んでいた史料・文献はそれなりにあったが、それらを活用し、構成し、叙述する能力を持ち合わせていなかった。自分でも内容に納得がいかず、このような思いは二度としたくないと、口頭試問で述べたくらいだ(残念ながら同じ後悔が、その後も繰り返されるのだが)。大学院入学後、修士論文でも日比谷焼打ち事件を改めて取り上げ、一からやり直すことにした。

行動を掘り起こす

修士課程に入学した1999年は、知的な楽しさに満ちた年だった。ジュディス・バトラーの『ジェンダー・トラブル』(青土社、1999年)とガヤトリ・スピヴァクの『サルタンは語るができるか』(みすず書房、1998年)が日本語で刊行された直後だった。駆け出しの院生がその2つを手取ることは必然だったし、私の読み方がいかに自己流で粗雑であったとしても、この2冊は研究や生き方に影響を与えた。

大学院では日本史学専攻に在籍する一方、日本語・日本文化専攻で研究指導を担当されていた安丸良夫さんの演習にも参加した(『ジェンダー・トラブル』を読んだのもこの演習においてだった)。安丸さんには、民衆運動史の重要な研究方法を教わった。一言でいえば、「行動を復元する」ということだった。記録を残さない人々の考えていることを史料のなかに直接見出

すことは困難だから、まずは「行動様式」を明らかにして、そこに何が現れているかを理解するよりほかない。日比谷焼打ち事件の一事件だけでは「様式」とは言いがたいが(百姓一揆とは異なり、そもそも「様式」という表現が当てはまらないようにも思う)、ともあれ、まずは人がどう動いたのかを徹底的に復元してみることにした。そう心がけることで、対象への集中度は格段に上がった。

復元するための史料として、裁判記録・新聞が重要となる。明治期の主要な新聞は所属大学の各種図書館にそろっていた。問題は裁判記録だ。それは、どこにあるのか。

判決文は『法律新聞』に掲載されていた。事件記録の一部は『兇徒聚衆被告事件予審記録』として活字化され、早稲田大学図書館に所蔵されていたが、事件のきっかけとなった政治集会を開いた主催者の供述が主であり、暴動に加わった容疑者・被告の供述は含まれていなかった。ところが、後年に司法関係者・警察関係者がまとめた文献は、暴動参加者の裁判記録を参考しているように思える。記録が存在するのであれば、是が非でもみたい。

ちょうど私が大学院に上がると同時に早稲田に着任された警察史研究の大日方純夫さんに相談すると、刑事確定訴訟記録法に関する文献のコピーをいただいた(史料の所在を調べるにも、それに関する研究文献を読む必要があることを、この時に学んだ)。兇徒聚衆罪のような刑事訴訟の記録は、同法によって管理主体や保存年限などが定められていることがわかった。日比谷焼打ち事件の場合、東京地方検察庁が管理していると思われるが、保存年限が過ぎているため、保存されているかどうかさえ定かではない。同法では、訴訟記録を学術研究に利用する道も規定されているが、どのように申請すればよいのか②、申請したところで許可されるかどうか、見通しも立たなかった。ダメ元で東京地検に足を運んでみたが、「記録があるかないかも教え

られない」とけんもほろろに断られた。

困った時は先行研究に立ち返るべきだ。いくつかの研究が東京弁護士会図書館の所蔵史料を使用していた。つまり裁判記録の原本にアクセスできないのであれば、公判に立ち会った担当弁護士が弁護資料として作成した謄抄本を用いるという手があるということだ。現在の東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館に直接電話して閲覧できるか問い合わせたところ、快く受け入れてくださった。これが同館とご縁ができたきっかけだった。ただ、日比谷焼打ち事件に関しては、同館所蔵の記録は『兇徒聚衆被告事件予審記録』とほぼ同じだった。

裁判記録は諦め、手元にある史料でいくしかない。行動を復元するのであれば、警察・検事局・予審・公判の調書がなくても、判決文からわかることはある。被告一人ひとりの暴動参加地点と離脱地点、行動範囲を判決文から析出してみた。『兇徒聚衆被告事件予審記録』にも実は重要な情報がたくさんあった。別冊には当時政治集会の取締りに当たった警官の報告書が収録されていた。これらも大会主催者に関する記録として収録されたものだが、1つの報告書には警官がその日にとった行動のすべてが記されるため、その後の一連の暴動についても記載されていた。それらと新聞の記事とを重ね合わせることで、復元できる行動は多々あった。

そのようにして、不十分ではあったが、修士論文の核となる部分をつくりあげることができた。のちに、拙著『都市と暴動の民衆史』(有志舎、2015年)の第1章となる。

虐殺の史料を前に

それでも、刑事裁判記録をどのようにして学術利用ができるかという問題は残った。博士後期課程に進学してからは、日比谷焼打ち事件から米騒動に至るまでのいわゆる「都市民衆騒擾期」を検討対象としたから、それぞれの事件における裁判記録をどのように閲覧するかは、重

要な課題だった。

2008年に合同図書館の所蔵資料のうち、1900年代から20年代にかけての記録を改めて閲覧させていただいた。そのなかには、1914年の山本内閣倒閣運動にともなう暴動や、1925年の加藤高明暗殺予備事件の記録が含まれており、博士論文に盛り込んだ。もう1つ、大々的に用いた記録が、関東大震災時の朝鮮人虐殺の記録である。この史料に出会ったことが、研究の節目となった。

それまでにも、都市民衆騒擾期の研究をしていると話す、何人かの研究者から1923年の朝鮮人虐殺も論に組み込むべきだといわれた。暴力の性質が異なるという指摘をかわすことはできるのだが、かつての民衆運動史の枠組みから外されてきた事象を組み込んで初めて、都市暴動の捉え直しとなりうる。本当の意味でそのことを理解したのは、合同図書館の史料を手にとってからだ。

虐殺の被害者の口から語られたとされる供述を重ね合わせてみてきたのは、あまりに一方的で理不尽な暴力行使だった。歴史を考えるのはここからでなければならぬと改めて思った。それと同時に、こうした貴重な合同図書館の記録群を、多くの研究者が長く利用できるようにすることも必要だと感じた。前者については、博士論文とそれを元にした単著として、不十分ながら形にした。後者については、合同図書館と早稲田大学図書館の協力を得て、「刑事裁判記録マイクロフィルム」の公開へと結実させることができた④。

今後のプロジェクト

冒頭で述べたように、研究の広がりや意図せぬ出会いによるところも多く、研究の「転がり」と表現の方がふさわしいかもしれない。1回の人生で転がりのすべてを拾いきることはできないのだが、現在は、さしあたりつぎのようなことに取り組んでいる。

1つは、関東大震災時の朝鮮人虐殺に関する研究の延長線として、震災時以外のおきた朝鮮人に対する日本人の暴力行使の実態を明らかにすることである。すでに1932年に岩手県^{やはぎ}矢作(現、陸前高田市)でおきた事件については論文にまとめた。同様の事件がどこでどのようにおきてきたかを、共同研究として進めることが課題の1つである。

2つ目は、戦前日本の女性どうしの性愛について通史的に叙述することである。それがこれまでの研究とどのようにつながり、つながらないかは、研究をまとめる折に説明する予定だが、拙著『都市と暴動の民衆史』の「あとがき」に書いたように、このプロジェクトが研究の本格的なスタートになるという気持ちである。最初からこのテーマで研究人生を始められたらよかったと思わないでもない。だが、民衆運動史からスタートしたことで、視点と方法を鍛えられたとも感じる。回り道もおそらく無駄ではない。

このほかにも、訴訟記録を学術利用できる環境を整えることは、引き続き取り組むべき課題と認識している。また、この3月には、歴史研究者と歴史ファンとが集う「歴史フェス」を開催するが⑤、こうした試みもしばらくは続けていきたい。

①「私と歴史学の不確かな関係」(『史観』161冊、2009年9月)および「表象をつなぐ想像力」(『歴史学研究』913号、2013年12月)。

②現在では、ほんとうの裁判公開プロジェクト『記者のための裁判記録閲覧ハンドブック』(新聞通信調査会、2020年)が刊行されており、研究者にとっても大いに参考になる。

③拙稿「刑事裁判記録マイクロフィルムの公開について」(『歴史評論』750号、2012年10月)。

④歴史フェスWebサイト参照(<https://sites.google.com/view/historyfes2024/home>〈最終閲覧日:2024年1月24日〉)。

(ふじの・ゆうこ/早稲田大学文学学術院教授)

研究分野の入門書

松沢裕作『自由民権運動——〈(デモクラシー)の夢と挫折〉(岩波新書、2016年)

藤野裕子『民衆暴力——揆・暴動・虐殺の日本近代』(中公新書、2020年)